

# 機 構 及 び 事 務 分 掌

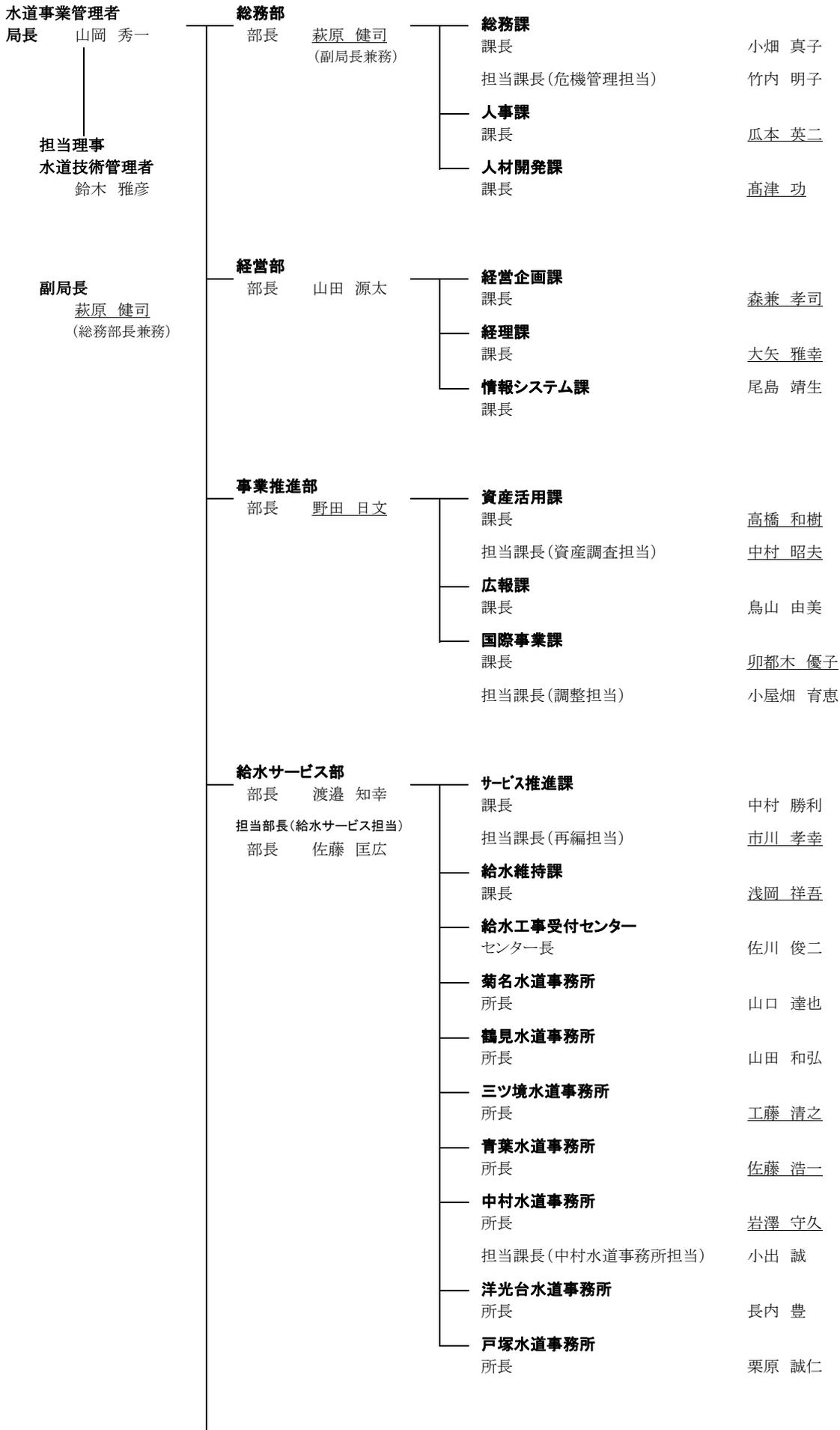
令和5年5月  
水 道 局

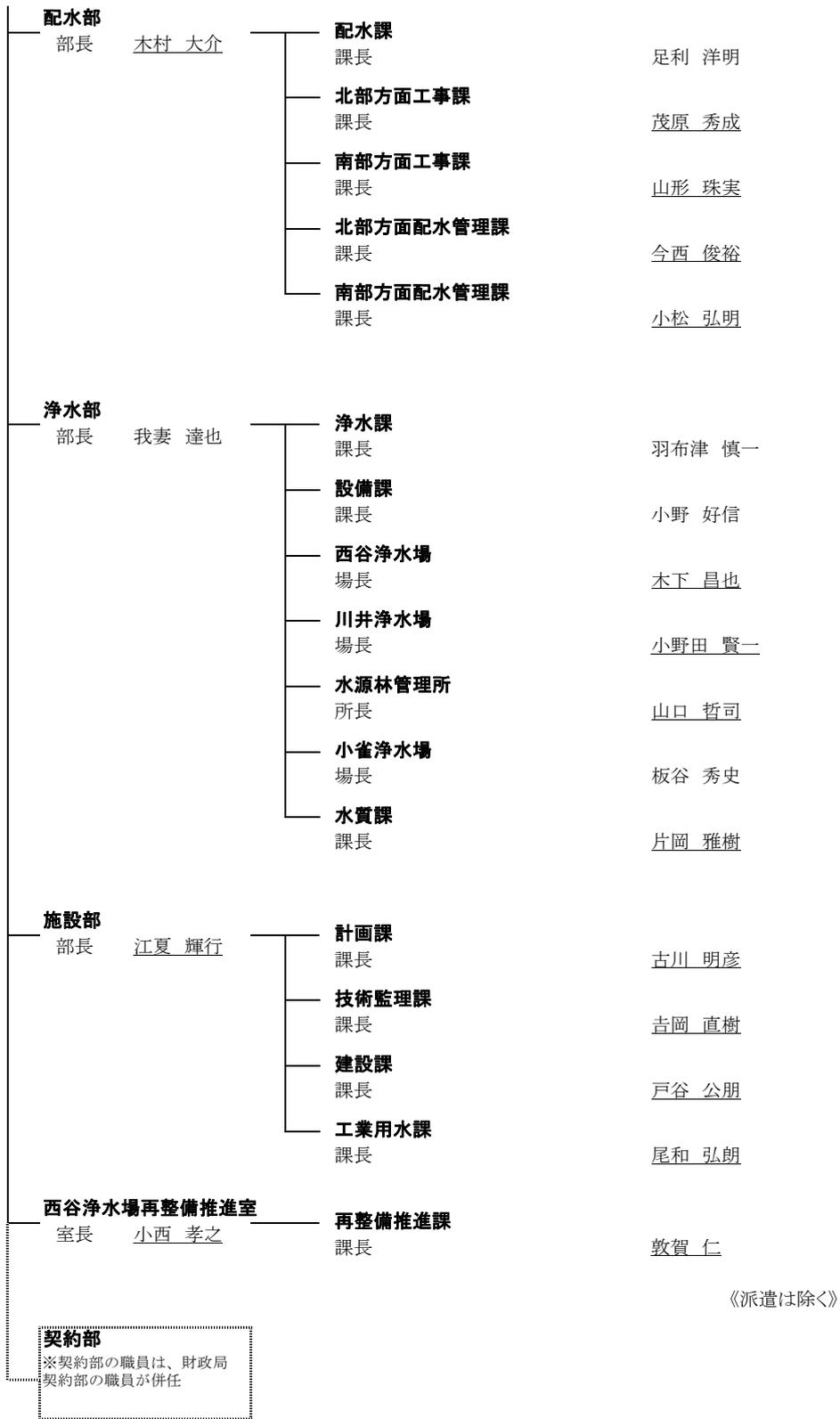
## 目 次

機 構 図	—————	1 ~ 2
事務分掌	—————	3 ~ 17

# 水道局機構図(令和5年5月22日現在)

凡例  
 ... 異動職員





# 水道局事務分掌

## 総務部

### 総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号）第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 部内の連絡調整に関する事。
- (10) 他の部及び課の主管に属しない事。

### 人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

## 人材開発課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (3) 研修施設の維持管理に関すること。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。
- (5) その他研修に関すること。

## 経営部

### 経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務事業の監察に関すること。
- (6) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

## 経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (9) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他経理に関する事。
- (14) 工事、製造等請負契約に関する事（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (17) その他契約に関する事（契約部の主管に属するものを除く。）。

## 情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

## 事業推進部

### 資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産のたな卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 広報課

- (1) 水道事業の広報に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 歴史的資料等の管理及び横浜水道史の編さんに関すること。
- (3) 公民連携の推進に係る事業の企画、運営及び総合調整に関すること。
- (4) 水のペットボトル詰に関すること。
- (5) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援に関すること。

### 国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

## 給水サービス部

### サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域との連携の企画、立案、調整及び統括に関すること。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (4) お客さま満足度に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び総合調整に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 料金事務の総括に関すること。
- (8) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (9) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (10) 水道料金の未納対策に関すること。
- (11) 検針業務及び料金整理業務の委託の総括に関すること。
- (12) 料金支払等の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (13) 料金関連委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。
- (14) 料金実務継承に関すること。
- (15) 料金体系の見直し及び料金改定に関すること。
- (16) 部内業務の情報化等に係る調査研究、企画、開発等に関すること。
- (17) 料金システムに関する業務処理、維持管理等に関すること。
- (18) 料金システムに関する情報セキュリティの評価及び内部監察に関すること。
- (19) 部内の連絡調整に関すること。
- (20) 部内の他の課の主管に属しないこと。

## 給水維持課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金の総括に関すること。
- (8) 水道メーターに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

## 給水工事受付センター

- (1) 給水装置工事の審査、設計等に関すること。
- (2) 給水装置工事に係る申請の受付及び回答に関すること。
- (3) 給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (4) 給水装置台帳に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）違反の調査及び取締りに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (6) 他機関との連絡調整に関すること。

## 水道事務所（菊名、鶴見、三ツ境、青葉、中村、洋光台及び戸塚水道事務所）

- (1) お客さまサービスの企画及び実施に関すること。
- (2) 市民協働事業に関すること。
- (3) 工事負担金の徴収に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 応援者受入れ拠点の施設及び設備の点検に関すること（中村及び洋光台水道事務所に限る。）。
- (5) 水道料金に係る諸届の受付及び処理に関すること。
- (6) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (7) 水道料金の減免に関すること。
- (8) 水道料金等の徴収に関すること。
- (9) 検針業務及び料金整理業務の委託に関すること。
- (10) 横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）の違反の調査及び取締りに関すること（給水工事受付センターの主管に属するものを除く。）。
- (11) 水道料金滞納者の給水停止処分に関すること。
- (12) 給水装置の開閉に関すること。
- (13) 断水及び給水制限の計画、実施及び告知に関すること（配水管理課の主管に属するものを除く。）。
- (14) 小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (16) 配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (17) 給水装置の修繕に関すること。
- (18) 水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (19) 運搬給水等に関すること。
- (20) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (21) 給水装置工事の検査、施行等に関すること。
- (22) 給水装置工事に伴う、現場調査に関すること。
- (23) 給水装置台帳に関すること（給水工事受付センターの主管に属するものを除く。）。
- (24) 他機関との連絡調整に関すること。

## 配水部

### 配水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 北部方面工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区及び瀬谷区（以下「北部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

### 南部方面工事課

- (1) 西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

### **北部方面配水管理課**

- (1) 北部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 北部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 北部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

### **南部方面配水管理課**

- (1) 南部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 南部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

## 浄水部

### 浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志水源基金等に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

## 西谷浄水場

- (1) 相模湖系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「相模湖系統の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 相模湖系統の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 相模湖系統の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 相模湖系統の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

## 川井浄水場

- (1) 道志川系統の川井浄水場より上流及び相模湖系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「道志川系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 道志川系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 道志川系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 道志川系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

## 水源林管理所

- (1) 水源林野の施業経営及び管理に関する事。

## 小雀浄水場

- (1) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 馬入川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関すること。

## 水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

## 施設部

### 計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（水道事務所、配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 技術監理課

- (1) 工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 設計積算システムに関すること。
- (4) 工事の安全監理に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (7) 監査（事務を除く。）及び会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 工事に起因する家屋等の損害補償に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

## 建設課

- (1) 基幹施設整備事業（配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

## 工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

## 西谷浄水場再整備推進室

### 再整備推進課

- (1) 西谷浄水場再整備事業の整備工事（浄水部及び施設部の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業の整備工事（浄水部及び施設部の主管に属するものを除く。）に関する事。

## 契約部

### 契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。

# 令和5年度 事業概要



再整備を進める西谷浄水場



水道管の更新・耐震化



国際貢献の取組



災害に備えた訓練

# 目 次

I	水道局運営方針	1
II	水道事業会計	
	予算概況	2
	水道事業会計予算の主要事業	4
	将来を見据えた組織運営・財政運営	13
III	工業用水道事業会計	
	予算概況	14
	工業用水道事業会計予算の主要事業	14
IV	資料	
	水道事業会計予算 概要表	16
	科目別内訳	17
	工業用水道事業会計予算 概要表	21
	科目別内訳	22

# 令和5年度 水道局 運営方針

## I 基本目標

### 暮らしとまちの未来を支える横浜の水

～ 24時間 365日 安全で良質な水を安定してお届けするため、  
職員一人ひとりが役割と責任を果たします ～

安心な暮らしと活力あふれる都市活動を支える水道事業者として、横浜水道長期ビジョンの基本理念と横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、都市の魅力や持続可能性を高めていく取組を進めていきます。

## II 目標達成に向けた施策

### 1 安全で良質な水

#### ◎適正な水質管理や浄水場の再整備

- ・道志水源林プラン(第十一期)に基づく水源林の保全
- ・水安全計画に基づく水質管理
- ・小中学校等の直結給水化の促進
- ・西谷浄水場の再整備

### 2 災害に強い水道

#### ◎施設の更新・耐震化や災害対応力の強化

- ・水道施設の更新・耐震化★
- ・災害・事故時情報共有システムによる局内情報共有体制の強化
- ・災害時の自助・共助・公助による飲料水確保の推進★
- ・民間事業者、他都市及び地域住民等との災害に備えた連携強化

### 3 環境にやさしい水道

#### ◎脱炭素化に向けた取組

- ・エネルギー効率に優れた水道施設への更新
- ・水圧調整によるエネルギーの削減
- ・企業や市民ボランティア等との協働による水源林整備
- ・LED照明・次世代自動車等の積極的な導入

### 4 充実した情報とサービス

#### ◎お客さま満足度の向上や水道事業のPR

- ・水道料金等の支払い方法の利便性向上
- ・給水装置工事の電子申請の普及促進
- ・スマートメーターの導入検討
- ・出前水道教室等、「水道」を伝える広報の推進

### 5 国内外における社会貢献

#### ◎国際貢献の推進や市内中小企業の振興

- ・50周年を迎えた国際貢献の推進と海外水ビジネス展開支援★
- ・横浜ウォーター(株)と連携した国内外水道事業の課題解決
- ・市内中小企業者の受注機会の確保
- ・障害者就労施設等への発注促進

### 6 持続可能な経営基盤

#### ◎将来にわたる健全な事業運営を目指した取組

- ・水道施設の適切な維持管理と確実な水道料金収入の確保
- ・ICTの効果的な活用
- ・将来を見据えた次期中期経営計画の策定
- ・将来の横浜の水道システム構築に向けた検討

★ 横浜市中期計画掲載事業

## III 目標達成に向けた組織運営

5年度は、現行中期経営計画の総仕上げの年です。物価高騰等による厳しい経営環境の中でも、更なるサービス向上や業務効率化を図り、徹底した経営努力を行うことで、老朽化した施設の更新・耐震化をはじめとする取組を着実に進め、目標達成を目指します。

また、新たな中期経営計画の策定に向けて、これまでの取組の成果を振り返るとともに、将来の財政収支を踏まえ、これからの事業運営について議論を尽くします。

将来にわたり安全で良質な水を安定してお客さまにお届けするという最大の責務を、職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、部署間の連携を強化し、持続可能な水道事業の実現に一丸となって取り組みます。

- これまでの手法・ルールにこだわることなく「創造・転換」に取り組み、徹底した事業見直しによる経費節減や、ファシリティマネジメント等による財源確保など、一層の経営努力を行います。
- 水道事業のトップランナーとして、これまで築き上げてきた技術・技能・ノウハウを継承するとともに、新たな技術等を取り入れて、変化に柔軟に対応しながら日々の業務にあたります。
- お客さまから信頼される水道局を目指し、業務上のリスク軽減を図るリスクマネジメントに取り組むとともに、職場のコミュニケーションの活性化を図り、適正に業務を執行します。
- ワークライフバランスや働き方改革、男女共同参画の視点を踏まえ、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働くことができる職場づくりに取り組みます。

## 予算概況

### (1) 水道料金収入

5年度の料金収入は、商業施設等の使用水量が回復傾向にあることから、4年度予算に比べ8億円増の766億円を計上しています。

### (2) 安全で良質な水・災害に強い水道のための事業費の確保

安全で良質な水を供給するため、水源環境や水質の変化に的確に対応しながら、道志水源林の保全や効果的な浄水処理に取り組んでいます。

また、高度経済成長期に拡張・増強した水道施設の老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化が喫緊の課題となっています。このため、施設の適切な維持保全に努めるとともに、本格的に着手した西谷浄水場の再整備を始めとする基幹施設の計画的な整備や、送配水管の更新・耐震化に取り組めます。

これらの取組を着実に進めるため、施設等整備費※として4年度予算に比べ11億円増の522億円を計上しています。

このほか、災害時に備え、横浜市管工事協同組合等と連携し、地域の皆様とともに給水訓練に取り組めます。加えて、災害時においても給水を継続できるよう、関係団体や民間事業者との連携強化を図ります。

※施設等整備費：修繕費等と建設改良費の合計

### (3) 環境保全・サービス向上・社会貢献・持続可能な経営基盤のための予算の計上

自然流下系の拡大及びエネルギーの有効活用を目指した施設整備等により、環境保全活動を推進します。

また、水道料金等の口座振替申込手続きや支払方法の拡充による利便性向上に取り組むとともに、障害者就労施設等への発注拡大や、市内経済の活性化に引き続き取り組めます。

長年培った技術と経験を生かし国際貢献を推進するとともに、国際貢献50年の節目の年にSDGsゴール6「安全な水とトイレを世界中に」の目標達成に向けて取り組むことの重要性と、これまでの成果を発信していきます。さらに、横浜ウォーター株式会社と連携し、国内外水道事業体への支援活動の推進や、横浜水ビジネス協議会会員企業の海外水ビジネス展開の支援を行います。

これらに加え、ICTを積極的に活用し、局内システムの全体最適化による情報システムの効果的な運用を推進するとともに、AR技術やBIM/CIMの活用、自走式ロボットによる水管橋の点検など新しい技術を取り入れ、工事施行の安全性向上や維持管理の効率化、業務改善や技術継承に取り組めます。

### (4) 将来を見据えた組織運営・財政運営

持続可能な事業運営を行うため、国からの財政支援や適切な企業債活用、保有資産の有効活用などにより、施設整備に要する資金確保に努めるとともに、徹底した事業見直しにより経費削減を図り、事業経営の効率性を高めます。

特に、今後多額の資金が必要となる施設の更新・耐震化に当たっては、国からより多くの財政支援が得られるよう、協議や要望に努めます。

### (5) 純利益、累積資金残額と企業債残高

水道料金収入は増収になっているものの、原油価格高騰に伴う動力費の大幅な増加により、当年度純利益は、4年度に比べ15億円減の57億円となる見込みです。

また、累積資金残額は、純利益の減に伴い、20億円減の154億円を計上しています。

なお、企業債残高は、45億円増の1,684億円となる見込みです。

【業務の予定量】

区分	令和5年度	令和4年度	増△減	増減率(%)
給水戸数	1,970,000戸	1,950,000戸	20,000戸	1.0
年間総給水量	407,808,000m <sup>3</sup>	412,683,000m <sup>3</sup>	△ 4,875,000m <sup>3</sup>	△ 1.2
1日平均給水量	1,114,000m <sup>3</sup>	1,131,000m <sup>3</sup>	△ 17,000m <sup>3</sup>	△ 1.5
職員数	1,572人 (124人)	1,576人 (124人)	△ 4人	△ 0.3

※「職員数」は、再任用職員等を含む見込み人数

※（ ）内は、会計年度任用職員及び特別職非常勤職員で内数

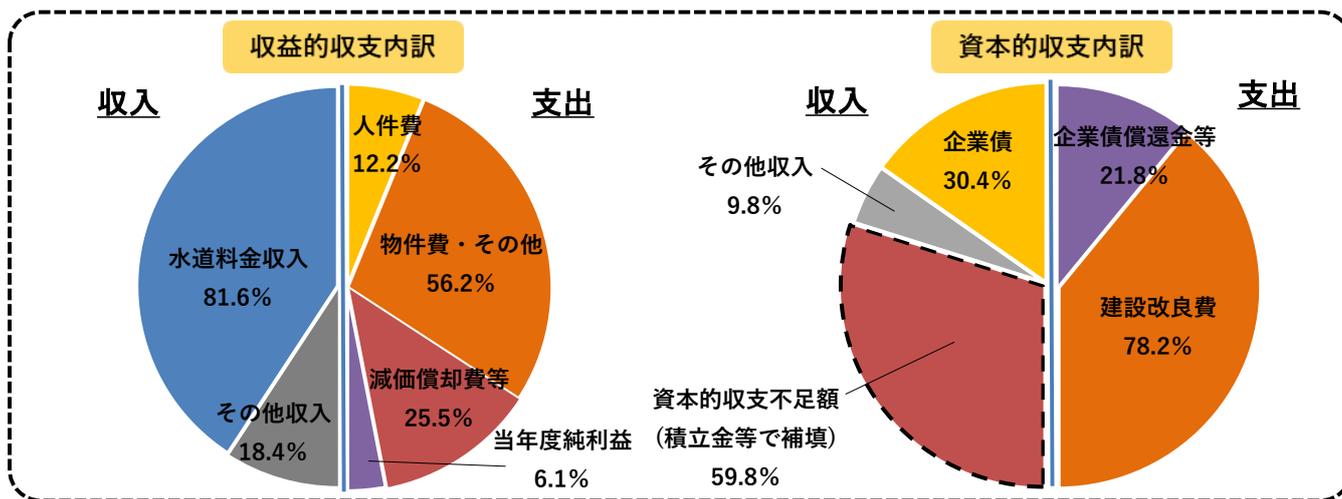
【財政収支】

(単位：百万円)

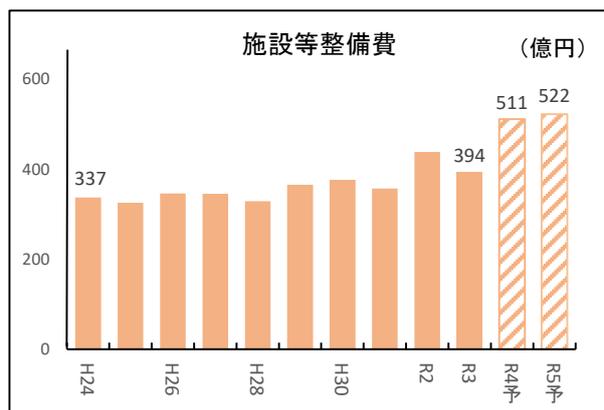
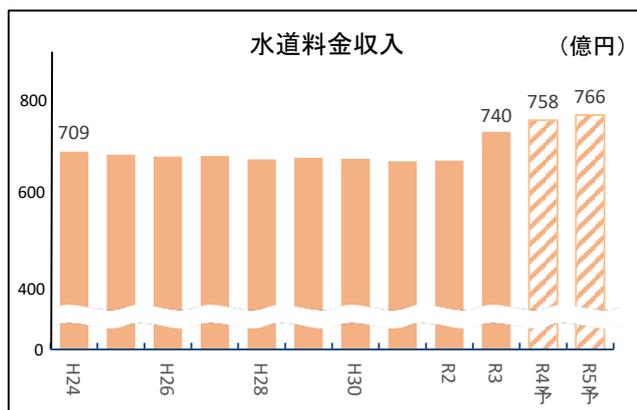
区分	令和5年度予算	令和4年度現計予算	増△減	増減率(%)	
収益的収支	収益的収入	93,854	92,441	1,413	1.5
	うち水道料金	76,588	75,754	834	1.1
	収益的支出	84,861	81,932	2,929	3.6
	うち人件費	11,476	11,536	△ 60	△ 0.5
	うち物件費等	29,904	27,344	2,560	9.4
	うち減価償却費等	23,899	24,145	△ 246	△ 1.0
当年度純利益	5,688	7,197	△ 1,509	—	
資本的収支	資本的収入	20,620	17,809	2,811	15.8
	うち企業債	15,592	14,640	952	6.5
	資本的支出	51,245	48,351	2,894	6.0
	うち建設改良費	40,079	39,762	317	0.8
うち企業債償還金	11,096	8,548	2,548	29.8	
累積資金残額	15,397	17,443	△ 2,046	—	
企業債残高	168,376	163,880	4,496	—	

注(1) 令和4年度予算の累積資金残額及び企業債残高は、令和3年度決算を反映した後の額

注(2) 各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。



水道料金収入・施設等整備費の推移 (税込)



# 令和5年度水道事業会計予算の主要事業

**新**

は新規事業

**拡**

は拡充事業

〔 長期ビジョン・取組の方向性  
中期経営計画（2～5年度）・施策目標  
〔 関連するSDGsの取組〕 〕

〔 主要事業 〕

## 1 安全で良質な水



- (1) 道志水源林の保全
- (2) 水源水質の変化への対応
- (3) 水安全計画に基づく水質管理
- (4) 西谷浄水場の再整備
- (5) 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

## 2 災害に強い水道



- (1) 基幹施設の更新・耐震化
- (2) 送配水管の更新・耐震化
- (3) 給水管の更新・耐震化
- (4) 災害時の飲料水確保
- (5) 横浜市管工事協同組合や(公社)日本水道協会等との連携強化  
＜コラム 災害時の対応力強化に向けた取組＞

## 3 環境にやさしい水道



- (1) 自然流下系浄水場の優先的整備
- (2) エネルギーの効率化を目指した施設整備
- (3) 企業や団体と協働した公有林の整備  
「水源エコプロジェクトW-eco・p(ウィエコップ)」
- (4) 市民ボランティアとの協働による民有林の整備  
＜コラム 水圧の引下げによるエネルギーの削減＞  
＜コラム 脱炭素に向けた取組＞

## 4 充実した情報とサービス



- (1) 支払い方法の利便性向上 **拡**
- (2) スマートメーターの導入検討
- (3) 水道の仕組みや経営状況等を伝える広報の推進
- (4) 水需要予測の実施  
＜コラム 給水装置工事に係る事務手続きの効率化＞

## 5 国内外における社会貢献



- (1) 国際貢献の推進と海外水ビジネス展開支援
- (2) 国際貢献50周年事業 **新**
- (3) 市内中小企業者の受注機会の確保
- (4) 障害者就労施設等への発注促進 **拡**  
＜コラム 工事事務防止の取組の強化＞  
＜コラム 横浜ウォーター株式会社との連携＞

## 6 持続可能な経営基盤

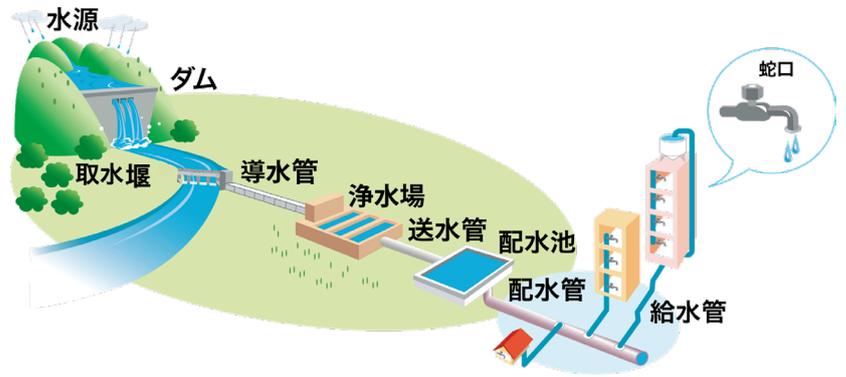


- (1) 有収率向上に向けた取組
- (2) 精緻なアセットマネジメント手法による施設管理 **拡**
- (3) ICTの効果的な活用 **拡**  
＜コラム 将来の横浜の水道システム＞

# 1 安全で良質な水

( ) 内は前年度予算額

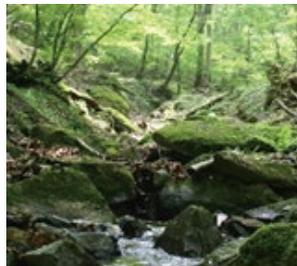
## 水源から 蛇口まで



### (1) 道志水源林の保全 5,849万円 (5,746万円)

山梨県道志村に水道局が所有する水源林(2,873ha)の27%を占める針葉樹の人工林(762ha)については、「道志水源林プラン(第十一期)(平成28~令和7年度)」に基づき、整備が必要となる林地の間伐等を行っています。これにより、針広混交林※1化を進め、水源かん養機能※2を高めています。

また、全国で拡大している広葉樹の害虫被害(ナラ枯れ※3)が水源林でも見られるため、山梨県や道志村と協力しながら、被害が抑えられるよう引き続き対策を進めます。



道志水源林

- 水源林手入れ作業委託(作業面積73ha)
- ナラ枯れ被害木くん蒸処理作業委託(想定1,600本)

※1 針広混交林:針葉樹と広葉樹が混生する森林  
 ※2 水源かん養機能:森林の持つ「水を蓄える」「水を浄化する」「洪水を緩和する」という3つの機能  
 ※3 「カシノナガキイムシ」が媒介する菌(ナラ菌)によって、ナラ類、シイ・カシ類等が集団的に枯れる被害

### (2) 水源水質の変化への対応 3,629万円 (7億6,107万円)

道志川におけるかび臭物質(2-MIB)の増加に対応するため、青山沈でん池に活性炭注入設備の設置を進めており、5年度に運用開始予定です。

かび臭については、3年度まで行ってきた大学との共同研究の結果を参考にしながら、効果的な対策を目指していきます。

このほか、道志川への建設発生土流入など不測の事態に備え、現場パトロールに取り組んでいます。

- 青山水源事務所活性炭注入設備 建屋新築工事

### (3) 水安全計画※1に基づく水質管理 7億7,862万円(7億5,527万円)

国が定める「水質基準値」よりも厳しい「水質管理値」を本市独自で設定し、安全で良質な水道水を供給しています。この管理値を常に達成していく中でも、各種薬品注入率の適切な見直しなどにより、コスト面も考慮した水質管理を行い、安全な水の供給と費用の縮減の両立を図ります。

また、お客さまの蛇口に至るまでこの品質が確保されるよう、浄水場等においてIS09001の認証や、水道GLP※2の認定を継続します。

さらに、市内43か所に設置した水道計測設備で水質の24時間連続監視を行います。



水質検査の様子

※1 水安全計画:水源から蛇口までの全段階で危害の評価と管理を行うリスクマネジメント手法を定めたもの  
 ※2 水道GLP(Good Laboratory Practiceの略): (公社)日本水道協会が定めた水質検査結果の精度と信頼性を確保するための優良試験所規範

#### (4) 西谷浄水場の再整備

59億752万円 (54億9,934万円)

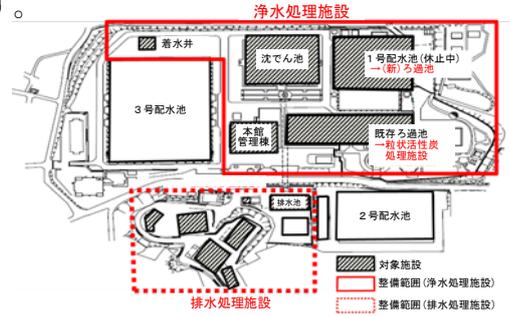
施設の耐震化とともに、水源水質の悪化や水利権水量の全量処理に対応するため、西谷浄水場の浄水・排水処理施設や相模湖系導水路の再整備に取り組んでいます。

5年度は、浄水処理施設は沈でん池の改良や国登録有形文化財の移設、排水処理施設は排水池の新設などに着手します。また、相模湖系導水路は、シールド工事のための立坑を築造し、川井浄水場からシールドマシンによる掘削を開始します。

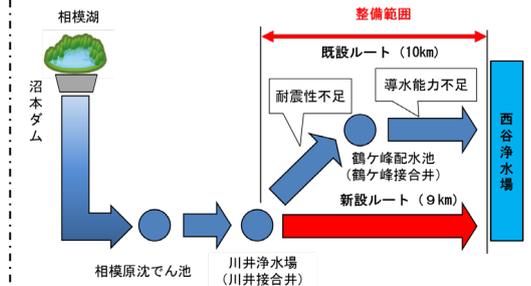
再整備事業は、長期にわたって多額の費用が必要となるため国からより多くの財政支援を獲得できるよう、引き続き協議や要望に努めていきます。

##### 事業スケジュール等

	R3	R4	~	R8	R9	~	R14	~	R22
浄水処理施設 (DB※1方式) 616億円		R4年4月契約	R14年度完了(見込) 契約期間はR22年度まで						
排水処理施設 (DBO※2方式) 55億円※3		R3年6月契約	R9年度完了(見込) 契約期間はR10年度まで※3						
相模湖系導水路 (DB方式) 284億円		R3年4月契約	R9年度完了(見込) 契約期間はR14年度まで						



「西谷浄水場再整備事業」の整備範囲



「相模湖系導水路改良事業」の整備範囲

- ※1 DB: 設計(Design)と施工(Build)を一括して行う発注方式
- ※2 DBO: 設計(Design)と施工(Build)に加えて、運営(Operate)も一括して行う発注方式
- ※3 運営 (R28年度までの運転・維持管理) 分等を除く事業費と契約期間

#### (5) 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

6,800万円 (6,800万円)

子どもたちに夏でも冷たく安全で良質な水を飲んでもらえるよう、教育委員会事務局が改修を行う学校に対し、屋内水飲み場の直結給水化費用の一部を助成しています。

- 5年度助成対象=17校 (5年度末累計=358校)  
(4年4月1日現在 市立小・中学校等 495校)



## 2 災害に強い水道

#### (1) 基幹施設の更新・耐震化

39億7,010万円  
(38億6,665万円)

浄水場や配水池など基幹施設の多くは、高度経済成長期に建設され老朽化が進んでいるため、アセットマネジメントの考え方にに基づき、事業の平準化を図りながら更新・耐震化を進めます。

また、電機設備や計装設備についても計画的に更新することで、故障による断水等の事故を防止します。

このほか、自然流下系施設を優先的に整備する方針に基づき、相模湖系導水路の一部である相模ずい道及び横浜ずい道について、3~4年度に行った健全度調査の結果を踏まえて耐震診断を行い、具体的な対策工法等を検討します。

- 寒川取水事務所電力設備改良工事
- 相模ずい道、横浜ずい道耐震診断調査業務委託



相模ずい道・横浜ずい道位置図(神奈川県北部)

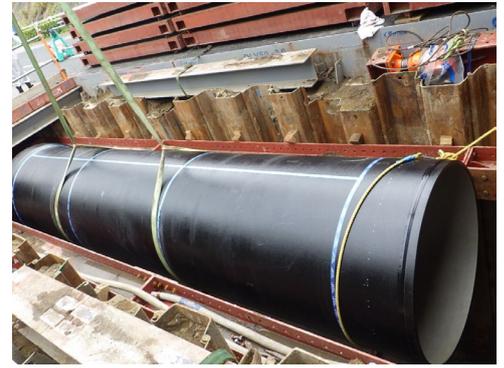
	4年度末見込み	5年度末予定
導水施設	69%	69%
浄水施設	51%	51%
配水池等	96%	96%
送・配水管 (全口径)	31%	33%
送・配水管 (口径400mm以上)	51%	51%

<水道施設の耐震化率>

## (2) 送配水管の更新・耐震化

316億9,600万円 (307億8,500万円)

送配水管の総延長約9,300kmのうち、老朽化した管路や重要拠点施設につながる管路など優先順位を付けながら、計画的に耐震管に更新します。特に、災害時に被害があった場合に大きな影響を及ぼす可能性がある口径400mm以上の大口径管路と、震度7や液状化が推定される地域に布設された管路については、更新のペースを早め、41年度末までに耐震管率100%を目指します。



大口径管路更新工事

更新に当たっては、引き続き、水需要に見合った管口径のダウンサイジングを進め、工事コストの縮減を図ります。

また、今後、多くの大口径管路が更新時期を迎えることから、5年度は市内中小企業に配慮しながら、試行的にDB方式での発注（第一戸塚線口径1200mm更新工事）を行い、業務の効率化や工期の短縮などの検証に取り組んでいきます。

さらに、宅地開発等で道路に布設された水道管（道路内平行管）のうち、当局に譲渡できる管をダクタイル鋳鉄管に限定し、将来の更新費用の削減に繋がります。

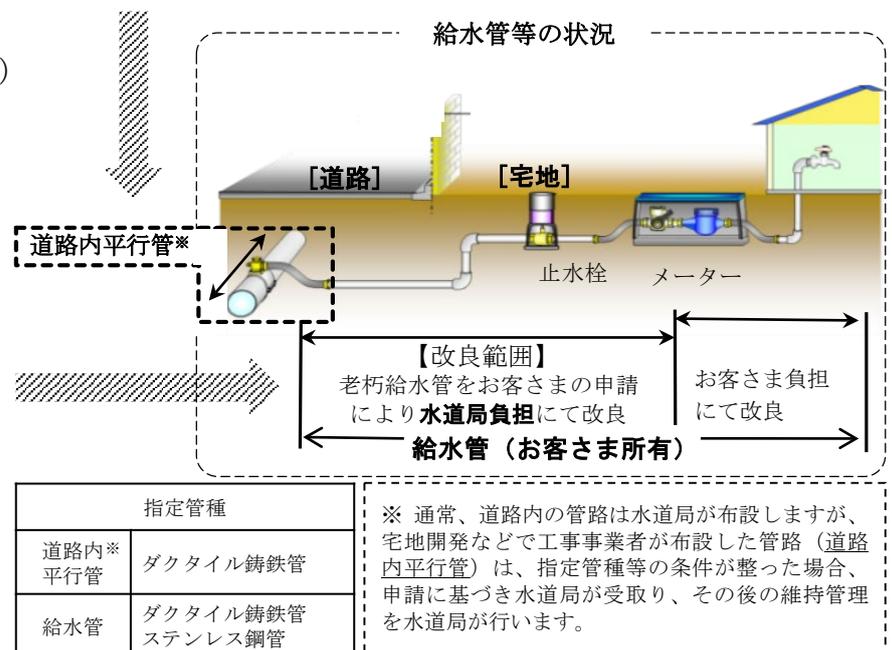
●老朽管更新・耐震化延長 105.2km（うち、重要拠点施設＝6か所：3.9km）

## (3) 給水管の更新・耐震化 2億円 (2億円)

各ご家庭などに引き込まれている給水管が老朽化すると、漏水事故や震災時の水道復旧の遅れにつながります。

このため、布設する給水管をダクタイル鋳鉄管やステンレス管に限定することで、耐震性の向上を図っています。

なお、配水管の分岐から水道メーターまでの給水管については、お客さまからの申請に基づき、水道局が更新を実施することで改良を進めます。



道路内平行管の受贈と給水管の改良

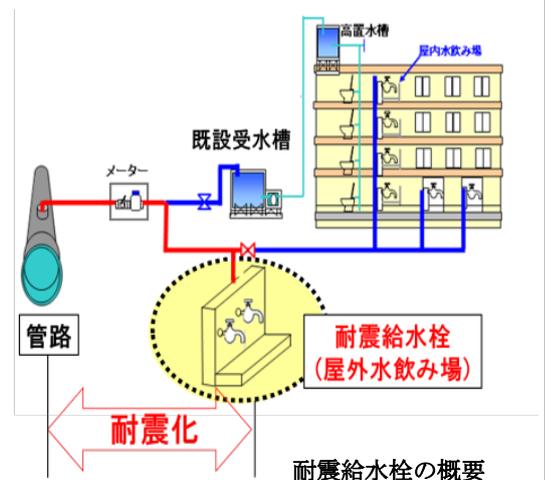
## (4) 災害時の飲料水確保

745万円 (734万円)

災害により断水等が発生した場合に備えて、飲料水確保に向けた取組を推進します。

災害用地下給水タンクや学校受水槽などの施設が設置されていない地域防災拠点を対象に、応急給水が可能となるよう、配水管から屋外水飲み場までを耐震化していきます。この「耐震給水栓」の整備を、総務局や教育委員会事務局と共同で進めます。

また、災害時に地域の皆様が主体的に応急給水できるよう、区役所や自治会等と連携し、災害用地下給水タンク等の給水訓練を継続します。このほか、これらの訓練等を通じて飲料水の備蓄促進啓発に取り組めます。



耐震給水栓の概要

●5年度設置耐震給水栓＝9か所 [H28年度～R5年度末累計＝48か所（整備対象48か所）]

## (5) 横浜市管工事協同組合や（公社）日本水道協会等との連携強化

5,683万円  
(5,417万円)

発災時に予め取り決められた災害時給水所等へ工事業者が参集し、給水に協力していただけるよう横浜市管工事協同組合と災害協定を締結しています。

協定の実効性を高めるため、防災訓練で給水活動の補助を担っていただくとともに、組合員が応急給水施設の場所や設備の取扱いに習熟できるよう施設等の保守点検を委託しています。

また、日本水道協会や名古屋市上下水道局※と合同防災訓練等を実施するとともに、災害拠点病院や救急告示医療機関と応急給水訓練を実施するなど、災害時に備えた連携を図ります。

さらに、災害時でも給水を継続するため、停電時における水道施設の稼働に必要な自家発電用燃料を備蓄していただくよう、民間事業者と協力協定を締結しています。4年10月に対象施設を増やす改定を行っており、引き続き連携強化を進めていきます。



防災訓練の様子

- 災害時給水所（災害用地下給水タンク、緊急給水栓等）の保守点検 552か所
- 日本水道協会・名古屋市との合同防災訓練（計5回/年）

※「地震等緊急時における相互応援に関する協定」（名古屋市上下水道局・横浜市水道局 平成30年12月26日締結）

374

## 災害時の対応力強化に向けた取組

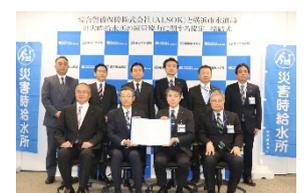
災害や事故時に正確な情報をいち早く把握・共有することを目的に、施設の被害状況や給水車の配備状況等の情報を一元管理できる「災害・事故時情報共有システム」を開発し、一部試行運用を開始しました。5年度は、防災訓練等の検証を通じて運用ルール等を策定し、6年度の本格運用を目指します。

また、富士山の噴火による火山灰に備え、現在覆蓋されていない西谷浄水場のろ過池について、再整備により屋内施設化されるまでの暫定的な措置として、降灰時にろ過池をシートで覆い火山灰が入るのを防ぐ対策を行います。

さらに、発災時に多くの人々が集まる災害時給水所においては、開設後の運営に多くの担い手が必要となります。そこで、災害時給水所開設後の保安措置等の運営協力をいただくため、民間警備会社と5年1月に災害時協力協定を締結しました。平常時においても応急給水訓練に参加いただくなど連携を強化します。



ろ過池をシートで覆い、火山灰の侵入を防ぐ対策



民間警備会社との協定締結式

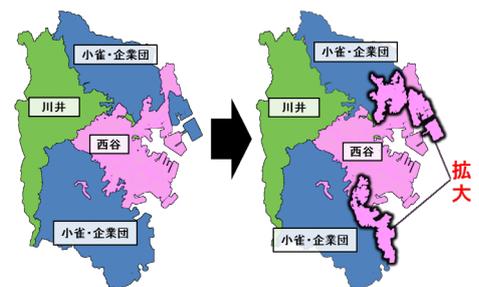
## 3 環境にやさしい水道

### (1) 自然流下系浄水場の優先的整備

<再掲>59億752万円（54億9,934万円）

自然流下系である相模湖系統の水利権水量の全量进行处理できるよう、西谷浄水場の再整備や導水路の改良に取り組んでいます。

自然流下系浄水場からの給水エリアの拡大に伴うポンプの電力使用量の削減により、CO2排出量やコスト削減を図ることができます。



再整備着手前  
39%（元年度）

再整備完了後  
51%（15年度）

自然流下系（西谷・川井）給水エリア拡大のイメージ

環境負荷低減効果

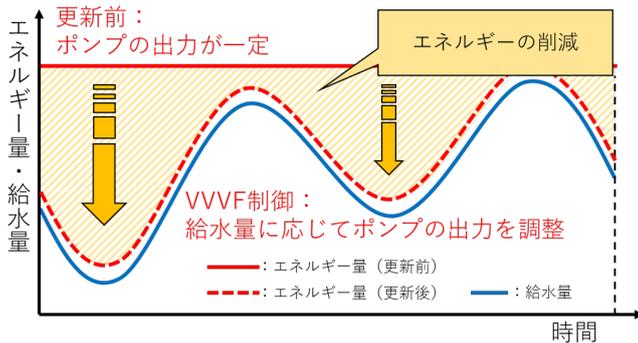
・CO2年間排出量：約5,000t削減

（一般家庭約1,700世帯分）

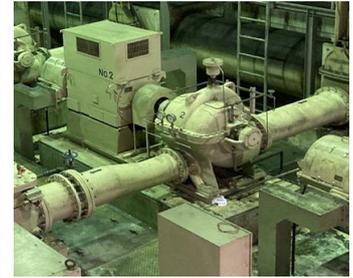
## (2) エネルギーの効率化を目指した施設整備

6億1,491万円  
(8億5,228万円)

本市では、高台など標高の高い地域に水を送るためにポンプを使用していることから、消費電力が大きく、環境に負荷がかかっています。このため、設備更新の際に、エネルギー効率に優れたVVVF制御方式※に順次切り替え、環境への負荷を低減します。



※ VVVF制御：Variable Voltage Variable Frequency (可変電圧可変周波数制御) の略。左の図のように、更新前では給水量が変化してもポンプの出力が一定でエネルギーロスが多いのに対して、VVVF制御方式では給水量に応じてポンプの出力を調整することができるため、使用電力量の削減が可能。



配水ポンプ(VVVF制御方式)

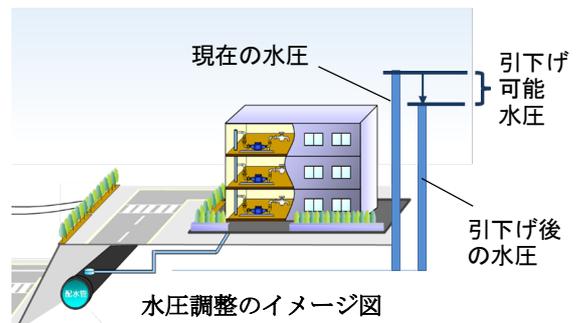
●鶴ヶ峰配水池ポンプ設備更新工事

環境負荷低減効果  
・CO2年間排出量 約120t削減 (一般家庭約40世帯分)

### コラム 水圧の引下げによるエネルギーの削減

本市は、市域全体が起伏の多い丘陵地帯であることから、お客さまに安定して水を供給するためには、多くの地域でポンプによる水圧の調整が必要です。水圧の引下げが可能と見込まれるエリアの圧力を調査し、お客さまの生活に支障がない範囲で水圧を下げ、エネルギーや費用の削減を目指していきます。

環境負荷低減効果 (R2～R4年度の過去実績)  
・CO2年間排出量 約90t削減 (一般家庭約30世帯分)



## (3) 企業や団体と協働した公有林の整備「水源エコプロジェクトW-eco・p(ウィコップ)」

きれいな水を創り出す豊かな森林を育み、次世代に引き継ぐため、企業や団体と協働して道志水源林の保全に取り組みます。企業等からいただいた寄附金を水源林の整備費用の一部として活用するほか、水源林保全をテーマとしたイベントを協働して行うなどの活動を通じて、水源林保全の大切さをPRするとともに、参加企業等のSDGs活動を支援します。

●R5年度整備面積 26.41ha (H21～R5年度累計 300.46ha)



## (4) 市民ボランティアとの協働による民有林の整備

813万円 (761万円)

道志村の民有林 (4,595ha) のうち、所有者の高齢化や人手不足等により手入れが行き届かなくなった場所を、「NPO法人道志水源林ボランティアの会」等と協力して整備します。

この活動には、市民・企業等からの寄附金などによる「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用します。



ボランティアによる間伐作業

### コラム 脱炭素に向けた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画 (市役所編) に基づき、局所有施設の照明器具LED化や一般公用車における次世代自動車等の導入を図っています。これまでも取り組んできましたが、2030年100%導入の目標に向けてより計画的に進めていきます。

●LED導入：洋光台水道事務所、水源林管理所等 ●次世代自動車等導入：25台 (EV・PHV・HV)

## 4 充実した情報とサービス

### ① (1) 支払い方法の利便性向上

3,070万円  
(2,266万円)

水道料金等の口座振替申込について、クレジットカード払い申込と同様に、パソコンやスマートフォン等のインターネットでの手続きを可能にすることで、お客さまの手続きの簡素化や手続き完了までの期間短縮を図ります。

また、水道料金等の支払い方法については、コロナ禍に伴うワークスタイルの変化等、多様化する生活様式に対応したキャッシュレス決済の導入等を拡大し、より一層のサービスの拡充に取り組んでいきます。

導入時期	決済種別
平成31年3月	・LINE Pay
令和4年2月	・Pay Pay ・d払い ・au Pay ・Pay B
令和5年度 (予定)	・楽天ペイ

モバイルによる決済の導入経過

### ② (2) スマートメーターの導入検討

200万円  
(230万円)

モデル地区（緑区十日市場町周辺地域）約460世帯に設置したスマートメーターによる「自動検針システム」の検証を引き続き行います。

また、大都市水道事業体（東京都、大阪市）等と連携し、それぞれの知見を共有してメーター仕様の共通化や通信費用の低減に向けた検討を進めるなど、初期導入コストの低減に取り組んでいきます。

### ③ (3) 水道の仕組みや経営状況等を伝える広報の推進

1,088万円 (1,597万円)

お客さまの関心の高い水質や災害対策に関する情報をはじめ、水道の仕組みや老朽化した施設の更新・耐震化の必要性などについて、分かりやすくお伝えします。情報発信に当たっては、広報紙等の紙媒体・ウェブサイトやSNSなどのデジタル媒体・イベント開催等、様々なツールや場面を横断的に活用し、効果的な広報を実施します。

また、将来を担う子どもたちに水道に対する興味をもってもらうよう、引き続き小学4年生を対象とした出前水道教室や水道工事模型等を活用した体験型の取組を進めていきます。

このほか、水道事業に対して地域のみなさまのご理解を得られるよう、水道施設の更新工事における現場見学会の開催に取り組んでいきます。

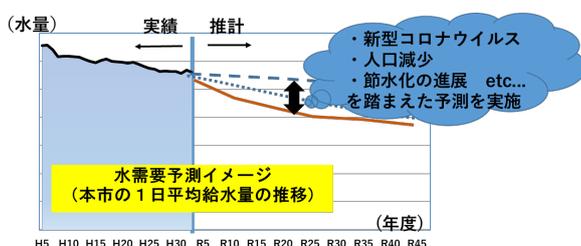


漏水修理体験の様子（水道週間）

### ④ (4) 水需要予測の実施

2,496万円  
(2,800万円)

次期中期経営計画（6～9年度）の基礎資料とするため、4年度に実施した水利用実態調査の結果を活用するとともに、コロナ禍における生活様式の変化等を考慮した水需要予測を行います。



コラム

### 給水装置工事に係る事務手続きの効率化

住宅の新築や建替時に必要となる給水装置工事の受付・審査手続きの効率化の取組を進めています。

4年10月に「給水工事受付センター」を開設し、これまで市内7か所の水道事務所で行っていた給水装置工事の申請手続きを一元化することで、サービスの向上、水道局業務の効率化や将来に向けた技術力の維持を図っています。

また、元年度より運用している電子申請サービスについては更なる利便性の向上を図るとともに、6年中を目安に受付を電子申請に限定することで、DXやペーパーレスの推進を図ります。

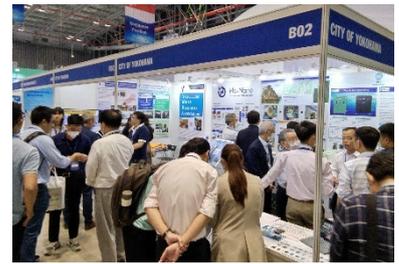
## 5 国内外における社会貢献

### (1) 国際貢献の推進と海外水ビジネス展開支援

3,591万円 (3,789万円)

横浜水道が長年培った技術と経験を活かし、JICA等と連携しながら職員派遣やオンライン研修などによって、アジア・アフリカ地域等への国際技術協力に取り組みます。

また、これらの支援を通じて得られた信頼関係を基に、市内企業をはじめとする、横浜水ビジネス協議会会員企業の海外水ビジネス展開を効果的に支援します。



国際展示会への出展 (ベトナム)

- マラウイ国リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト [JICA技術協力プロジェクト]
- インドネシア国北スマトラ州水道公社における安全な24時間給水のための能力向上プロジェクト [JICA草の根技術協力事業]

### 新 (2) 国際貢献50周年事業

504万円

横浜水道の国際貢献の取組は、1973年のアフガニスタンへの職員派遣から50年を迎えます。日本初の近代水道創設都市として、長い歴史の中で培ってきた技術を活かし、途上国の水事情の改善に継続して貢献してきました。

この節目の年に、SDGsゴール6「安全な水とトイレを世界中に」の達成に向けて貢献していくことの重要性や横浜水道のこれまでの実績について、パネル展示や50周年行事を通じて理解を深めていただくようPRしていきます。

### (3) 市内中小企業者の受注機会の確保

市内経済の活性化の観点から、市内中小企業者の受注機会の確保に努めます。3年度に競争入札で発注した工事契約金額の約95%を市内中小企業者が受注しています。これは、本市が市内中小企業者へ発注した金額の約29%となります。

また、工事や設計業務の発注・施工時期の平準化を図るため、建設改良繰越や債務負担行為を柔軟に活用します。

- 平準化のための債務負担行為設定額 158億円

### コラム 工事事故防止の取組の強化

水道工事に対するお客さまの信頼確保や、建設業界の働き方改革等を図るため、工事事故防止の取組を強化します。

局職員への研修や、事業者向け講習会、工事現場のパトロールなど、これまで行ってきた建設業界と連携した取組を引き続き進めていくとともに、新たに事業者に向けて事故防止のパンフレットを作成し、安全への意識を効果的に高めていきます。

### 拡 (4) 障害者就労施設等への発注促進

1,705万円 (1,574万円)

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、障害者就労施設等へ様々な作業の委託を積極的に発注し、障害のある方の自立を支援します。5年度は、水道局敷地内の除草・清掃作業箇所を増やすなど、発注の拡大を図ります。

- 廃棄水道メーターの分解作業、印刷物等の封入袋の作成及び封入作業、敷地内除草作業 等

### コラム 横浜ウォーター株式会社との連携

水道局の技術やノウハウ、横浜ウォーター(株)の機動力やネットワークなど、それぞれの強みを発揮し、海外では無収水対策や人材育成等の支援に、国内では中小規模水道事業体が抱える課題解決に向けた経営計画の策定等の支援に取り組んでいます。今後も、水道局のパートナーである横浜ウォーター(株)と連携し、国内外の水道事業に貢献していきます。



## 6 持続可能な経営基盤

### (1) 有収率向上に向けた取組 <一部再掲> 319億3,346万円 (310億5,546万円)

水資源の有効活用や水道事業の経営効率を高めるため、有収率の向上に向けた取組を進めています。

老朽化した送配水管や給水管の更新を進めるとともに、市内の送配水管約9,300kmを適切に維持管理するため、計画的に漏水調査を実施し漏水の早期発見や修理に取り組みます。

●老朽管更新・耐震化延長 105.2km <再掲>

●漏水調査実施区域 7行政区(鶴見、中、南、磯子、青葉、栄、泉) ※中区は直営調査

福岡市	東京都	名古屋市	神戸市	川崎市
96.6	96.0	95.2	93.8	93.7
横浜市	京都市	神奈川県	大阪市	平均※
93.3	91.8	91.6	91.5	92.7

主な水道事業者における有収率(3年度決算、%)

※ 有収率：浄水場から供給した水量(給水量)のうち水道料金等収入の対象となった水量(有収水量)の割合

※ 平均は東京都、神奈川県及び政令指定都市(千葉市及び相模原市を除く)の平均値

### 拡 (2) 精緻なアセット マネジメント手法 による施設管理 4,085万円 (6,000万円)

配水池や管路など数多くの水道施設の点検を適切に行うとともに、点検結果をマッピングシステムに蓄積し、施設の維持管理や更新の効率化を図ります。

また、新たに自走式ロボットによる水管橋の点検及び診断を試行的に実施し、得られたデータや実施状況をもとに、維持管理の効率化や費用対効果などの検証を行います。



自走式ロボットによる点検のイメージ

- 水管橋の点検及び診断
- 配水池の劣化状況調査

### コマ 将来の横浜の水道システム

本市では、水需要の減少や施設の老朽化が進む中、ダウンサイジングや環境に配慮した効率的な水道システムの構築の検討に取り組んでいます。

今後、更新時期を迎える小雀浄水場については、神奈川県内の5水道事業者\*での協議を踏まえ、県内水道施設の共同化や取水地点の上流移転等の観点から、廃止も視野に入れて検討を進め、災害対策やバックアップ機能の強化など、横浜市にとって最適な水道システムの構築を目指します。

※ 5水道事業者：神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団

### 拡 (3) ICTの効果的な活用 <一部再掲> 5億5,547万円(7億4,152万円)

水道事業で運用している各種システムについて、引き続きクラウドコンピューティング等の活用による全体最適化を進め、効率的な情報システムの運用を図ります。

また、AR技術による遠隔作業支援の導入や、西谷浄水場の再整備におけるBIM/CIMの活用等、業務の効率化や技術継承等の様々な課題に対応するため、積極的にICTを活用していきます。

#### AR技術\*1による 遠隔作業支援の導入

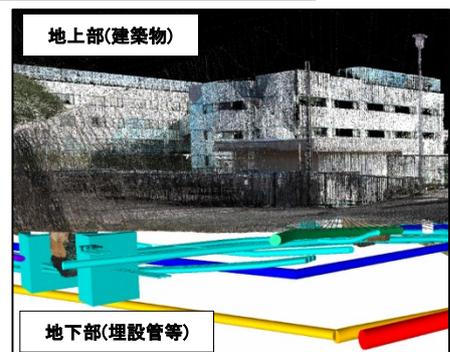
現場にいる若手職員が、スマートグラス\*2を介して事務所のベテラン職員から音声・画像等の作業支援を受けることができる「AR技術による遠隔作業支援システム」を導入し、効率的で確実な技術継承を図ります。

※1 AR技術：拡張現実。実在する風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示する技術

※2 スマートグラス：カメラやディスプレイを備えた、眼鏡形状のウェアラブル端末

#### 西谷浄水場の再整備における BIM/CIM\*3の活用

西谷浄水場の再整備において、施工管理や工事完了後の維持管理に役立てるため、建築物・埋設管等の3Dモデルを作成し、可視化することで工事の安全性や業務効率の向上を図ります。



3Dモデル化した建築物・埋設管

※3 BIM/CIM：Building / Construction Information Modeling  
構造物の形状等を3Dモデル化し、計画段階から維持管理に至るプロセスにおいて関係者間で共有すること

# 将来を見据えた組織運営・財政運営

原油価格・物価の高騰など取り巻く事業環境の変化に適切に対応していく必要があります。このため、事業の新規・既存を問わず、費用対効果を検証し、徹底した事業見直しや財源確保等に重点的に取り組めます。

## 1 事業見直し <経費節減金額合計 7億4,921万円>

主な取組項目	内 容	効果額
管路更新工事におけるダウンサイジング	水需要の状況を踏まえ、水道管の口径を小さくすることや、2本の管を1本に集約するなどの送配水管のダウンサイジング	400,000千円
基幹施設整備事業におけるコスト削減	将来の給水量の減少を見据えたポンプ能力の見直し及び、施工方法の見直しによる設計委託費用・工事費用の削減（後年次の工事費用含む）	185,000千円
ポンプ設備の修繕基準の見直し	過去実績を踏まえ、ポンプ設備の修繕及び更新の周期を見直し	101,920千円
建物の外壁改修方法の見直し	建物の詳細調査を行うことにより、建物劣化度を踏まえた補修部分・方法の見直し	36,000千円
弁室内清掃点検業務委託の見直し	過去実績を踏まえ、清掃・点検内容を見直し	11,523千円
はまっ子どうし事業の終了	はまっ子どうし事業の終了による諸費用の削減	8,220千円
公用車の削減	公用車の稼働状況を踏まえた配備台数の適正化	3,688千円

## 2 財源確保 <収入金額合計 38億7,462万円>

主な取組項目	内 容	効果額
国庫補助金等の獲得	水道施設の更新・耐震化や西谷浄水場再整備事業にかかる補助金・一般会計繰入金等	3,373,433千円
保有する土地・建物の利活用	土地等の貸付	315,229千円
廃棄水道メーターの売却	満期取替に伴い売却する廃棄水道メーター（72,000個）	99,491千円
横浜市水のふるさと道志の森基金寄附金	個人・法人寄附、道志の森サポーター制度 等	40,000千円
再生可能エネルギーの売電	小水力発電：24,944千円、太陽光発電：2,664千円	27,608千円
水源エコプロジェクトウィコップ寄附金	参加企業・団体からの寄附	7,923千円

## 3 働き方改革

主な取組項目	内 容
コロナ禍における基本的感染対策	時差出勤の活用、研修・講習会等での三密対策の継続ほか
働き方の新しいスタイル	WEB会議やテレワークの活用ほか
積極的なICTの活用	AR技術による遠隔作業支援、BIM/CIMの活用

### 予算概況

#### (1) 工業用水道料金収入

契約水量の減量や使用水量の減少を見込み、4年度予算の27億8千万円に比べ、1千万円の減となる27億7千万円を計上しています。

#### (2) 施設の老朽化対策や耐震化のための事業費の確保

工業用水道は、漏水事故により断水が発生すると、市域に管網が張り巡らされた上水道とは異なり、他の系統からの融通ができないため、産業や市民生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。このため、アセットマネジメントの考え方に基づく施設の適正な維持保全を図るとともに、老朽管等の計画的な更新・耐震化を推進するほか、応援給水施設の整備を進め災害対策を強化します。これらの取組を進めるため、35億1千万円の施設等整備費\*を確保しています。

\*施設等整備費：修繕費等と建設改良費の合計

#### (3) 経費の削減と財源の確保

内挿管工法などの採用により水需要に見合った管口径のダウンサイジングを推進し、工事コストの削減を図ります。このほか、将来の経費削減に向けて、自動検針システムの見直しの検討に取り組みます。

また、新規ユーザーの獲得に努めるとともに、国庫補助金の確保や適切な企業債活用により施設整備に必要な資金を確保します。

#### (4) 純利益、累積資金残額と企業債残高

原油価格の高騰に伴う電力料金の増加により、当年度純利益は、4年度に比べ1億8千万円減の2億円を計上しています。また、累積資金残額は、建設改良工事の実施に伴い、4年度に比べ11億7千万円減の20億8千万円を見込んでいます。

なお、企業債残高は、4年度末に比べ7億6千万円増の44億9千万円となる見込みです。

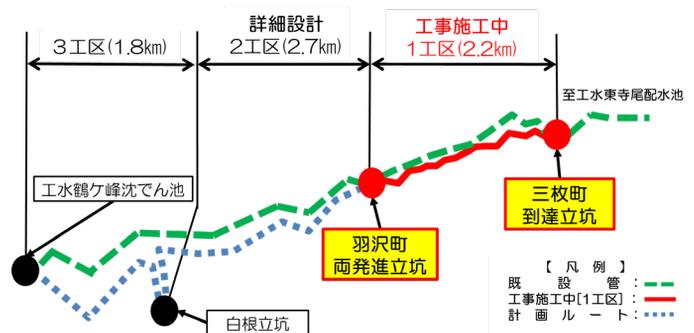
### 主要事業

#### 1 施設の更新・耐震化 24億9,300万円 (24億1,400万円)

管路の老朽度や埋設状況などを考慮して優先順位を定め、計画的に更新・耐震化を進めます。

京浜臨海部への送水を担う重要施設である東寺尾送水幹線の更新工事では、シールド工法により1工区全長2.2kmのトンネルを築造後、口径1100mmの水道管を布設します。また、2工区の設計を進めます。

このほか、電機・計装設備についても計画に基づき更新します。



#### 2 応援給水施設の整備 9億6,100万円 (8,700万円)

災害等で断水事故が発生した場合にもユーザー企業に給水できるようにするため、上水道から応援給水を受ける施設を磯子区へ増設し、根岸湾臨海部へのバックアップ体制を強化します。

[5年度(完成予定)：水槽本体築造工事、遠方監視設備、中和装置設置ほか]

【業務の予定量】

区 分	令和5年度	令和4年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	67か所	68か所	△ 1か所	△ 1.5
1日当たり契約水量	254,700m <sup>3</sup>	255,000m <sup>3</sup>	△ 300m <sup>3</sup>	△ 0.1
職員数	30人 (1人)	30人 (1人)	0人	0.0

※「職員数」は、再任用職員等を含む見込み人数

※ ( ) 内は、会計年度任用職員で内数

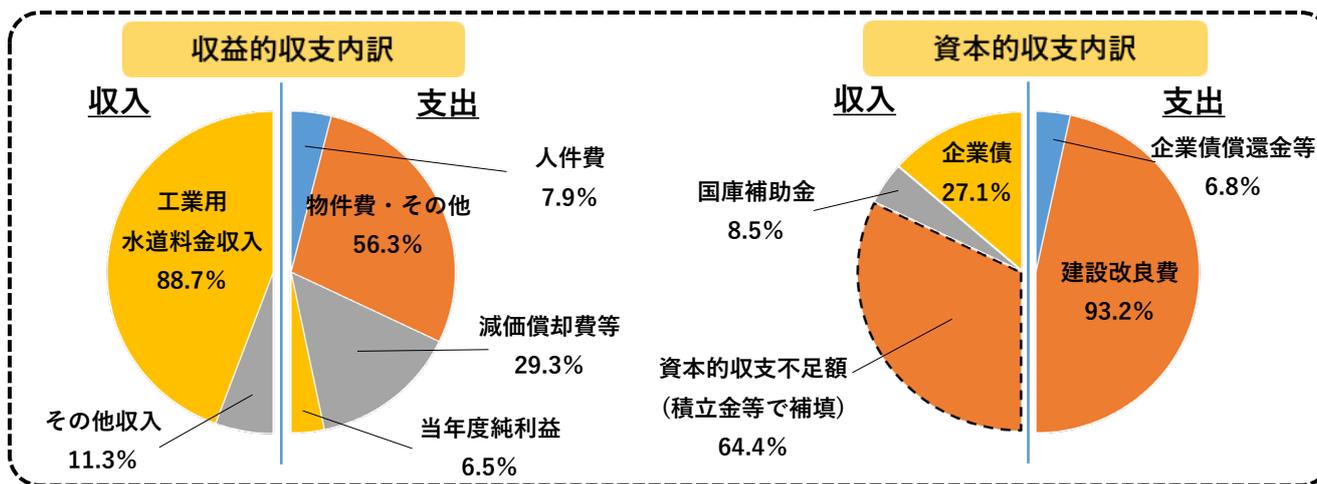
【財政収支】

(単位：百万円)

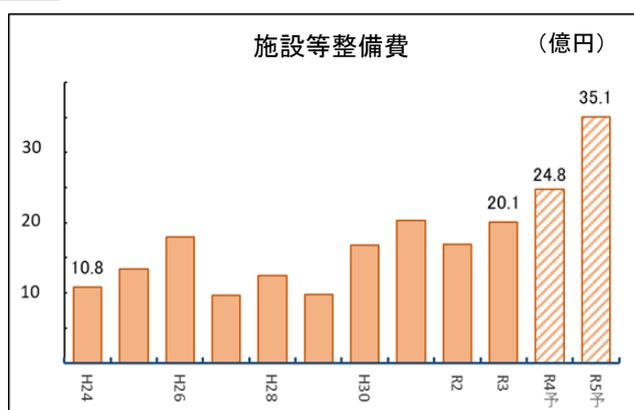
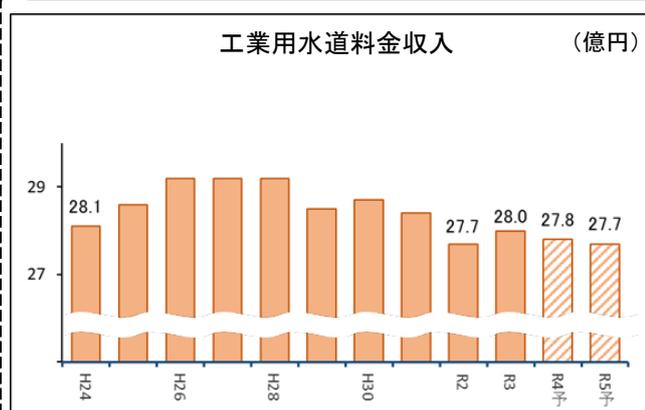
区 分	令和5年度予算	令和4年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	3,119	3,050	69	2.3
うち工業用水道料金	2,766	2,775	△ 9	△ 0.3
収益的支出	2,635	2,454	181	7.4
うち人件費	246	258	△ 12	△ 4.7
うち物件費等	1,409	1,245	164	13.2
うち減価償却費等	913	891	22	2.5
当年度純利益	203	385	△ 182	—
資本的収入	1,319	745	574	77.0
うち企業債	1,005	598	407	68.1
資本的支出	3,706	2,666	1,040	39.0
うち建設改良費	3,454	2,414	1,040	43.1
うち企業債償還金	246	247	△ 1	△ 0.4
累積資金残額	2,076	3,243	△ 1,167	—
企業債残高	4,494	3,736	758	—

注(1) 令和4年度予算の累積資金残額及び企業債残高は、令和3年度決算を反映した後の額

注(2) 各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。



工業用水道料金収入・施設等整備費の推移 (税込)



令和5年度水道事業会計予算概要表 (対前年度比較)

(税込)

(単位：千円, %)

区 分	令和5年度当初予算		令和4年度現計予算		増 △ 減			
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率		
収 入	水道料金	76,587,680	81.7	75,754,320	82.0	833,360	1.1	
	他会計繰入金	6,427,161	6.8	6,309,685	6.8	117,476	1.9	
	浄水受託収益	1,735,004	1.8	1,730,264	1.9	4,740	0.3	
	水道利用加入金	1,612,132	1.7	1,599,923	1.7	12,209	0.8	
	長期前受金戻入	4,877,168	5.2	4,929,897	5.3	△ 52,729	△ 1.1	
	その他の他	2,614,679	2.8	2,116,614	2.3	498,065	23.5	
	計	93,853,824	100.0	92,440,703	100.0	1,413,121	1.5	
	支 出	人件費	11,475,784	13.5	11,536,429	14.1	△ 60,645	△ 0.5
		(うち退職給付費)	700,950	0.8	866,692	1.1	△ 165,742	△ 19.1
		物件費等	29,904,020	35.3	27,344,382	33.4	2,559,638	9.4
		動力費	5,482,977	6.5	3,476,286	4.2	2,006,691	57.7
		薬品費	659,808	0.8	651,354	0.8	8,454	1.3
		修繕費等	12,126,949	14.3	11,357,947	13.9	769,002	6.8
委託料		7,324,017	8.6	7,383,532	9.0	△ 59,515	△ 0.8	
その他の他		4,310,269	5.1	4,475,263	5.5	△ 164,994	△ 3.7	
企業団受水費		17,198,626	20.3	16,673,851	20.3	524,775	3.1	
減価償却費等		23,898,764	28.1	24,145,012	29.5	△ 246,248	△ 1.0	
支払利息等		2,298,440	2.7	2,146,994	2.6	151,446	7.1	
特別損失		35,000	0.0	35,000	0.0	0	0.0	
予備費		50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
計	84,860,634	100.0	81,931,668	100.0	2,928,966	3.6		
収益的収支差引	8,993,190	—	10,509,035	—	△ 1,515,845	—		
消費税等調整額	3,305,416	—	3,311,792	—	△ 6,376	—		
純利益	5,687,774	—	7,197,243	—	△ 1,509,469	—		
資 本 的 収 入	企業債	15,592,000	75.6	14,640,000	82.2	952,000	6.5	
	一般会計出資金	2,175,000	10.5	775,000	4.4	1,400,000	180.6	
	工事負担金等	1,645,972	8.0	1,770,898	9.9	△ 124,926	△ 7.1	
	国庫補助金	1,198,433	5.8	615,970	3.5	582,463	94.6	
	その他の他	8,129	0.1	7,611	0.0	518	6.8	
	計	20,619,534	100.0	17,809,479	100.0	2,810,055	15.8	
	資 本 的 支 出	建設改良費	40,078,596	78.1	39,762,174	82.2	316,422	0.8
		基幹施設整備事業費	11,474,000	22.4	11,778,000	24.3	△ 304,000	△ 2.6
		配水管整備事業費	26,735,000	52.1	26,255,000	54.3	480,000	1.8
		その他建設改良費	1,869,596	3.6	1,729,174	3.6	140,422	8.1
		企業債償還金	11,096,151	21.7	8,547,526	17.7	2,548,625	29.8
		投資等	40,352	0.1	11,384	0.0	28,968	254.5
		予備費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
計	51,245,099	100.0	48,351,084	100.0	2,894,015	6.0		
資本的収支差引	△30,625,565	—	△30,541,605	—	△ 83,960	—		
純利益	5,687,774	—	7,197,243	—	△ 1,509,469	—		
消費税等調整額	3,305,416	—	3,311,792	—	△ 6,376	—		
当年度分損益勘定留保資金	注(1) 19,722,546	—	注(2) 20,081,807	—	△ 359,261	—		
資本的収支差引	△30,625,565	—	△30,541,605	—	△ 83,960	—		
退職手当支給額	△136,336	—	△887,580	—	751,244	—		
計(当年度資金収支)	△2,046,165	—	△838,343	—	△ 1,207,822	—		
前年度末資金残額	17,442,921	—	注(3) 18,281,264	—	△ 838,343	—		
累積資金残額	注(4) 15,396,756	—	17,442,921	—	△ 2,046,165	—		

注(1) 令和5年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△4,877,168千円、退職給付費700,950千円を含む

注(2) 令和4年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△4,929,897千円、退職給付費866,692千円を含む

注(3) 令和4年度予算の前年度末資金残額は、令和3年度決算の資金残額

注(4) 累積資金残額は、決算時の剰余金利益処分議案により建設改良積立金及び西谷浄水場再整備特別積立金となる見込

企業債残高	168,375,931	—	注(5) 163,880,082	—	4,495,849	—
-------	-------------	---	------------------	---	-----------	---

注(5) 令和3年度決算を反映した後の企業債残高見込額

令和5年度水道事業会計予算 科目別内訳

《 収益的収入 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
水道事業収益			93,853,824	
	営業収益		86,799,448	
		給水収益	76,587,680	水道料金収入
		受託工事収益	181,900	給水装置の新設等に伴う収入
		その他営業収益	10,029,868	消火栓維持管理費・消防用水に係る一般会計からの繰入金 488,097千円 水道料金減免措置に係る一般会計からの繰入金 880,108千円 下水道使用料徴収に係る下水道事業会計からの繰入金 5,000,000千円 浄水受託収益 1,735,004千円 工業用水道負担金 813,316千円 共用施設管理費負担金 912,391千円 その他 200,952千円
	営業外収益		7,054,376	
		受取利息及び配当金	488	預金利息
		一般会計補助金	58,956	児童手当に係る補助金
		造林補助金	9,622	道志水源林の保全に係る山梨県補助金
		水道利用加入金	1,612,132	給水装置新設工事等の申込者から徴収する水道利用加入金
		長期前受金戻入	4,877,168	償却資産に対する補助金等の減価償却費等相当分を収益化した額
		雑収益	496,010	賃貸料及び不用品売却収益その他

令和5年度水道事業会計予算 科目別内訳

《 収益的支出 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
水道事業費用			84,860,634	
	営業費用		81,913,890	
		原水費	4,399,012	(水源から浄水場まで水を運ぶ取組) 水源林の整備、取水施設・導水施設の維持管理、水源地域事務所の経常業務等の経費
		浄水費	22,507,725	(浄水処理や水質検査に係る取組) 浄水処理や水質検査、水質向上の取組、これらに係る薬品、設備機器の修繕・保守、神奈川県内広域水道企業団からの受水、浄水場の経常業務等の経費
		配水費	17,369,896	(浄水場からお客さまの家(道路部分)まで配水する取組) 小口径管の更新・耐震化、道路漏水修理、漏水調査、マッピングシステム関連委託、事務所の経常業務等の経費
		給水費	2,618,514	(お客さまの給水装置において行う取組) お客さまの敷地内における水道メーター上流での漏水修理、水道メーターの交換、事務所の経常業務等の経費
		受託工事費	273,723	(お客さまなどからの申し込みに基づき給水装置において行う取組) 給水装置の新設・改造工事等の経費
		業務費	6,335,493	(お客さまサービスや水道料金の算定・徴収等に係る取組) 各水道事務所で行うお客さまサービスの取組、水道メーター検針や料金整理に係る業務、事務所の経常業務等の経費
		総係費	4,541,247	(水道事業全般に係る取組) 事業運営に必要な総括的経費
		減価償却費	21,094,407	水道事業会計の固定資産に係る減価償却費
		資産減耗費	2,773,873	水道事業会計の固定資産に係る資産減耗費
	営業外費用		2,861,744	
		支払利息及び 企業債取扱諸費	2,298,440	企業債等の利息及び企業債の元利支払手数料その他取扱諸費
		消費税及び 地方消費税	429,251	納付額
		減価償却費	17,844	償却資産に対する減価償却費
		資産減耗費	2,170	固定資産の撤去による除去損等
		雑支出	114,039	雑損失を見込み計上
	特別損失		35,000	
		過年度損益修正損	35,000	過年度損益修正損を見込み計上
	予備費		50,000	
		予備費	50,000	

令和5年度水道事業会計予算 科目別内訳

《 資 本 的 収 入 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
水道事業資本的収入			20,619,534	
		企業債	15,592,000	
		企業債	15,592,000	配水管整備事業費充当企業債 11,636,000千円 基幹施設整備事業費充当企業債 2,386,000千円 借換債 1,570,000千円
		出資金	2,175,000	
		一般会計出資金	2,175,000	上水道安全対策事業等に係る出資金
		補助金	1,198,433	
		国庫補助金	1,197,473	基幹水道構造物の耐震化事業等に係る補助金
		その他補助金	960	二酸化炭素排出抑制対策事業等に係る補助金
		分担金及び負担金	1,645,972	
		工事負担金	873,129	配水施設新設工事等に伴う負担金
		共用施設分担金	6,456	共用施設の改良に伴う横須賀市からの分担金
		基幹施設整備 分担金	607,387	基幹施設整備に伴う横須賀市等からの分担金
		その他分担金	159,000	工業用水道事業会計からの分担金
		その他資本的収入	8,129	
		その他資本的収入	8,129	「横浜市水のふるさと道志の森基金」の取崩額

令和5年度水道事業会計予算 科目別内訳

《 資本的支出 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
		水道事業資本的支出	51,245,099	
		建設改良費	40,078,596	
		建物改良費	441,300	事業所の建物改良費 ・洋光台事務所庁舎空調設備更新工事等
		諸設備改良費	172,118	諸設備の改良、整備費 ・西谷浄水場東側がけ地対策に伴う詳細設計委託及び工事等
		配水管整備事業費	26,735,000	市内配水管の整備事業費
		量水器新設費	254,856	新築家屋等に対する量水器新設費
		諸設備新設費	291,228	諸設備の新設、整備費 ・次期財務会計システム開発業務委託等
		基幹施設整備事業費	11,474,000	基幹水道施設の新設及び改良費 ・導水工事費(相模湖系導水路改良事業等) ・浄水工事費(西谷浄水場再整備事業、川井PFI事業等) ・配水工事費(浄水課水運用計算機設備改良工事等)
		固定資産購入費	293,237	車両及び機械器具備品等の購入費
		リース債務支払額	165,226	リース取引における債務支払額
		城山ダム等共同施設分担金	37,648	城山ダム等共同施設改良工事に伴う分担金
		相模貯水池堆砂対策事業費分担金	213,983	相模貯水池堆砂対策改良工事に伴う分担金
		企業債償還金	11,096,151	
		企業債償還金	11,096,151	既往債に対する本年度元金償還金
		投資	39,352	
		出資金	39,352	「横浜市水のふるさと道志の森基金」への出資金
		国庫補助金返還金	1,000	
		国庫補助金返還金	1,000	国庫補助金の返還金
		予備費	30,000	
		予備費	30,000	

令和5年度工業用水道事業会計予算概要表(対前年度比較)

(税 込)

(単位：千円，%)

区 分		令和5年度当初予算		令和4年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収 入	工 業 用 水 道 料 金	2,766,181	88.7	2,775,325	91.0	△ 9,144	△ 0.3	
	長 期 前 受 金 戻 入	187,564	6.0	193,003	6.3	△ 5,439	△ 2.8	
	他 会 計 繰 入 金	1,704	0.1	1,152	0.0	552	47.9	
	そ の 他	163,383	5.2	80,921	2.7	82,462	101.9	
	計	3,118,832	100.0	3,050,401	100.0	68,431	2.2	
支 出	人 件 費	246,219	9.3	257,556	10.5	△ 11,337	△ 4.4	
	(うち退職給付費)	13,455	0.5	26,750	1.1	△ 13,295	△ 49.7	
	物 件 費 等	1,408,706	53.5	1,245,115	50.7	163,591	13.1	
	負 担 金	1,251,013	47.5	1,088,593	44.3	162,420	14.9	
	修 繕 費 等	55,100	2.1	68,600	2.8	△ 13,500	△ 19.7	
	そ の 他	102,593	3.9	87,922	3.6	14,671	16.7	
	減 価 償 却 費 等	912,724	34.6	890,981	36.3	21,743	2.4	
	支 払 利 息 等	50,730	1.9	43,132	1.8	7,598	17.6	
	特 別 損 失	10,000	0.4	10,000	0.4	0	0.0	
	予 備 費	7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0	
	計	2,635,379	100.0	2,453,784	100.0	181,595	7.4	
	収 益 的 収 支 差 引		483,453	—	596,617	—	△ 113,164	—
消 費 税 等 調 整 額		279,988	—	211,830	—	68,158	—	
純 利 益		203,465	—	384,787	—	△ 181,322	—	
資 本 的 収 入	企 業 債	1,005,000	76.2	598,000	80.3	407,000	68.1	
	国 庫 補 助 金	313,900	23.8	147,000	19.7	166,900	113.5	
	計	1,318,900	100.0	745,000	100.0	573,900	77.0	
	支 出	建 設 改 良 費	3,454,378	93.2	2,413,623	90.6	1,040,755	43.1
		工業用水道施設整備事業費	3,176,380	85.7	2,140,149	80.3	1,036,231	48.4
		そ の 他 建 設 改 良 費	277,998	7.5	273,474	10.3	4,524	1.7
		企 業 債 償 還 金 等	247,499	6.7	248,379	9.3	△ 880	△ 0.4
予 備 費		4,000	0.1	4,000	0.1	0	0.0	
計	3,705,877	100.0	2,666,002	100.0	1,039,875	39.0		
資 本 的 収 支 差 引		△ 2,386,977	—	△ 1,921,002	—	△ 465,975	—	
資 金 収 支	純 利 益	203,465	—	384,787	—	△ 181,322	—	
	消 費 税 等 調 整 額	279,988	—	211,830	—	68,158	—	
	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	注1 738,615	—	注2 724,728	—	13,887	—	
	資 本 的 収 支 差 引	△ 2,386,977	—	△ 1,921,002	—	△ 465,975	—	
	退 職 手 当 支 給 額	△ 2,659	—	△ 17,793	—	15,134	—	
	計(当年度資金収支)	△ 1,167,568	—	△ 617,450	—	△ 550,118	—	
前 年 度 末 資 金 残 額		3,243,078	—	注3 3,860,528	—	△ 617,450	—	
累 積 資 金 残 額		2,075,510	—	3,243,078	—	△ 1,167,568	—	

注1 令和5年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△187,564千円、退職給付費13,455千円を含む

注2 令和4年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△193,003千円、退職給付費26,750千円を含む

注3 令和4年度当初予算の前年度末資金残額は、令和3年度決算の累積資金残額

企 業 債 残 高	4,494,463	—	注4 3,735,962	—	758,501	20.3
-----------	-----------	---	--------------	---	---------	------

注4 令和3年度決算を反映した後の企業債残高見込額

令和5年度工業用水道事業会計予算 科目別内訳

《 収益的収入 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業収益			3,118,832	
	営業収益		2,766,786	
		給水収益	2,766,181	工業用水道料金収入
		その他営業収益	605	施設管理費負担金その他
	営業外収益		352,046	
		受取利息	79	預金利息
		一般会計補助金	1,704	児童手当に係る補助金
		長期前受金戻入	187,564	償却資産に対する補助金等の減価償却費等相当分を収益化した額
		雑収益	162,699	賃貸料その他

《 収益的支出 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業費用			2,635,379	
	営業費用		2,537,649	
		原水費	900,818	取水・導水施設の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		浄水費	269,215	浄水施設の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		送配水費	264,974	送配水施設及び電算設備の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		総係費	189,918	事業運営に必要な総括的経費
		減価償却費	823,343	償却資産に対する減価償却費
		資産減耗費	89,381	固定資産の撤去による除却損
	営業外費用		80,730	
		支払利息及び 企業債取扱諸費	50,730	企業債利息及び企業債の元利支払手数料その他取扱諸費
		雑支出	30,000	雑損失を見込み計上
	特別損失		10,000	
		過年度損益修正損	10,000	過年度損益修正損を見込み計上
	予備費		7,000	
		予備費	7,000	

令和5年度工業用水道事業会計予算 科目別内訳

《 資本的収入 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業資本的収入			1,318,900	
	企業債		1,005,000	
		企業債	1,005,000	工業用水道施設整備事業費充当企業債
	国庫補助金		313,900	
		国庫補助金	313,900	工業用水道施設整備事業に係る補助金

《 資本的支出 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業資本的支出			3,705,877	
	建設改良費		3,454,378	
		建物改良費	159,000	事業所の建物改良費
		諸設備改良費	5,000	諸設備の改良、整備費
		諸設備新設費	5,000	諸設備の新設、整備費
		工業用水道施設整備事業費	3,176,380	送配水諸施設の整備費等
		固定資産購入費	10,000	用地等の購入費
		城山ダム等共同施設分担金	38,189	城山ダム等共同施設改良工事に伴う分担金
		相模貯水池堆砂対策事業分担金	60,809	相模貯水池堆砂対策改良工事に伴う分担金
	企業債償還金		246,499	
		企業債償還金	246,499	既往債に対する本年度元金償還金
	国庫補助金返還金		1,000	
		国庫補助金返還金	1,000	国庫補助金の返還金
	予備費		4,000	
		予備費	4,000	



道志水源林フォトコンテスト作品より

